

令和元年8月6日

相模南不動産事業協同組合
組合員各位

相模南不動産事業協同組合
賃貸事業部会・総務組織部会

研修会開催のご案内

拝啓 組合員各位におかれましてはますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、組合では来年4月に改正される債権法が不動産実務に与える影響等について研修会を開催致します。今回は森田雅也弁護士を講師に迎え、下記のような内容でお話しさせていただきます。

また、研修会の後は組合員様同士の情報交換及び懇親を深める場として懇親会を開催致します。経営者のみならず、従業員の方もこの機会に是非ご参加ください。

敬具

知っておくべき法律知識！－不動産編－

参加費無料

1. 債権法改正の概要

来年4月に改正される債権法のこれだけは知っておいてほしいという部分を解説します。

2. 不動産実務に与える影響

債権法改正が不動産実務に与える影響を賃貸、売買それぞれのケースに分けて解説します。

① 不動産賃貸借実務に与える影響

- ・保証に関する事
- ・賃貸人の地位の移転に関する事
- ・敷金に関する事
- ・原状回復に関する事
- ・サブリースに関する事
- ・修繕義務等に関する事 etc

② 不動産売買実務に与える影響

- ・瑕疵担保責任
- ・危険負担制度の廃止
- ・原始的不能

3. 債権法改正に向けて準備すべきこと

日時：令和元年9月27日（金）午後5時～午後6時30分

会場：支部8階会議室 定員：25名

懇親会：研修会後組合員の交流の場として懇親会を開催致します。

懇親会費（参加者のみ）：1,000円 相模大野周辺のお店を予定しております。

講師：森田雅也 弁護士
（法律事務所オーセンス）

参加ご希望の方は下記にご記入の上お申込み下さい。

FAX 042-749-1965

会社名	セミナー参加	名
	懇親会参加	名

お申込み締切り 9月20日（金）